

【遺伝情報・ゲノム情報に起因する差別や偏見】

基本方針

〈現状〉

- 個人の遺伝情報に基づき、個々人の体質や病状に適した、より効果的・効率的な疾患の診断、治療、予防が可能となる「ゲノム医療」の実現が、様々な診療領域で広がっており、病状に適した治療法の選択や迅速な診断の実現などにつながっています。
- ゲノム医療が進展し得られる恩恵が拡大する一方で、遺伝情報に基づく差別や社会的不利益が生じることが懸念されています。例えば、結婚や妊娠に際して生じる不利益や、就労における不利な取扱い、保険の加入や保険料についての不利な取扱い、遺伝情報のプライバシーが守られないことなどが考えられます。
- 平成9年(1997年)の「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」では、何人も、その遺伝的特徴のいかなを問わず、その尊厳と人権を尊重される権利を有することが宣言されています。
- 国においては、令和5年(2023年)に成立した「ゲノム医療推進法」において「生命倫理への適切な配慮(第14条)」、「ゲノム情報の適正な取扱い(第15条)」、「差別等への適切な対応の確保(第16条)」が掲げられています。しかし、この法律は差別防止のために具体的な施策や罰則等を定めたものではありません。

〈教育及び啓発の方針〉

「ゲノム医療推進法」に基づく基本計画策定に係る国の動向、遺伝情報・ゲノム情報を取り扱う可能性のある事業者の動向等を注視しつつ、遺伝情報・ゲノム情報を理由とする差別についても、教育及び啓発の対象として、その解決に取り組みます。

〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

実施計画

〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課(機構順)
啓発活動の推進	近年研究が進んでいる遺伝情報・ゲノム情報を用いた医療について、正しい情報に基づき、その効果と生じうる差別や偏見について市民に分かりやすく啓発する。	人権啓発課 人権啓発センター